

平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-1-2)

施策名	生涯を通じた学習機会の拡大
施策の概要	高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。

達成目標 1	多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。						
達成目標 1 の設定根拠	教育基本法においては、生涯学習の理念として、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月閣議決定)においても、第 2 部 成果目標 3 として「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」を掲げており、このため、個人や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにすることが必要である。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
① 生涯学習の実施率 ※約 3 年毎に調査	57.1%	57.1%	-	-	47.5%	-	前回調査以上
	年度ごとの目標値	前回調査以上	-	-	前回調査以上	-	/
	目標値の設定根拠	生涯学習の実施率(一年間に生涯学習を実施した人の割合)は、「個人や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする」という本達成目標の包括的な達成度合いを測定する一つの目安となるため、測定指標として設定した。その際、第二期教育振興基本計画の策定年に最も近い調査実施年度である平成 24 年度を基準値とし、前回調査時より上回ることを目標として設定した。 ※ただし、各年度で調査の構成等が異なるため、単純な比較は困難であることに留意					
	指標の内容	分母：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者のうち、調査対象として抽出された者 (H24)1,956 人 (H27)1,653 人 分子：上記のうち、この 1 年くらいの間に、生涯学習をしたことがあると回答した人の数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
② 身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合 ※約 3 年毎に調査	92.7%	92.7%	-	-	93.8%	-	前回調査以上
	年度ごとの目標値	前回調査以上	-	-	前回調査以上	-	/
	目標値の設定根拠	第 2 期教育振興基本計画において、成果目標 3 の成果指標の一つである「学習成果の活用状況の改善」の中で「身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加」が掲げられていることから、測定指標として設定した。その際、第二期教育振興基本計画の策定年に最も近い調査実施年である平成 24 年を基準値とし、前回調査時より上回ることを目標として設定した。 ※ただし、各年度で調査の構成等が異なるため、単純な比較は困難であることに留意。					

	指標の内容	分母：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者のうち、調査対象として抽出された者のうち、この 1 年くらいの間に、生涯学習をしたことがあると回答した人の数 分子：上記のうち、身に付けた知識・技能や経験を生かしていると回答した人の数					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	25 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
③ 情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合	58.6%	50.0%	58.6%	69.2%	-	調査中	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	前年度以上	
	目標値の設定根拠	第 2 期教育振興基本計画において、成果目標 3 の成果指標の一つである「民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善」の中で「情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加」が掲げられているため、測定指標として設定するとともに、目標値を前年度以上と設定した。					
	指標の内容	分母：年間受検者数が、平成 24 年度・平成 25 年度は 1 万人以上の、平成 26 年度は 5 千人以上の民間検定試験の事業者及び文部科学省の後援名義の使用を許可された民間検定試験の事業者の数 分子：上記のうち、検定試験の自己評価等を実施している事業者の数					

施策・指標に関するグラフ・図等

- ①の出典：「生涯学習に関する世論調査（平成 24 年）」（内閣府）、
「教育・生涯学習に関する世論調査（平成 27 年）」（内閣府）
②の出典：「生涯学習に関する世論調査（平成 24 年）」（内閣府）、
「教育・生涯学習に関する世論調査（平成 27 年）」（内閣府）
③の出典：「検定試験の自己評価等に関するアンケート調査（平成 24 年度、平成 25 年度）」（文部科学省）、
「平成 26 年度検定試験の第三者評価に関する調査研究」（文部科学省）

達成手段
(事業)

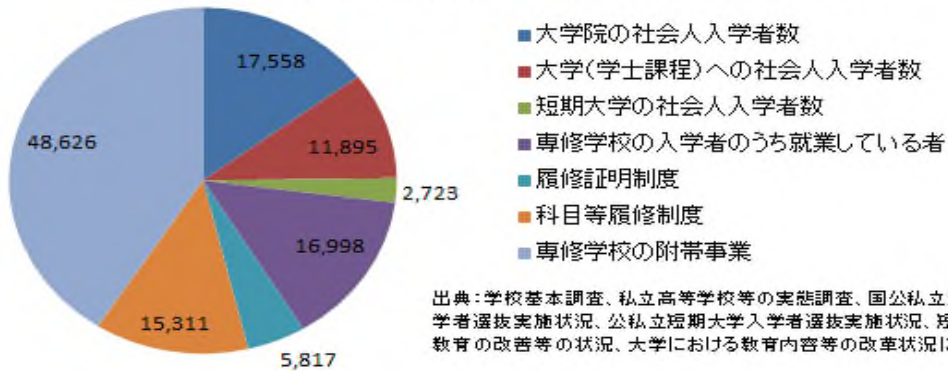
名称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号
生涯学習施策に関する調査研究 (平成 9 年度)	35 (43.9)	—	0014
放送大学学園補助 (昭和 58 年度)	7,724.8 (7,529.6)	—	0016
高等学校卒業程度認定試験等 (平成 17 年度)	340.6 (299.6)	—	0015
独立行政法人国立科学博物館運 営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	2,797 (2,749)	—	0025
平成 28 年度評価 からの変更点	第 2 期教育振興基本計画を踏まえつつ、平成 29 年度施策の現状に合わせ、達成目標 1 の内容・測定指標ともに全面的に見直し。		
行政事業レビューとの 連携状況	—		

達成目標 2	生涯学習を通じた能力・技術向上の教育機関として専修学校教育の質の向上が図られ、社会人等の多様な学習ニーズに応えるための学習機会を提供する。
--------	---

達成目標 2 の 設定根拠	第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「需要の見込まれる分野における厚みのある中核的・専門の人材層を確保していくことも重要であり、産業界等のニーズを踏まえた実践的な職業教育を受けやすくする必要」があるとしているうえ、さらに『「生涯現役・全員参加型社会」を実現する観点からも、これらの分野を中心として、キャリアアップや再チャレンジを目指す社会人など学習を必要とする全ての人々が、生涯のどの時点においても学び直し、社会で活躍できる環境を構築していく必要がある」としている。このため、実践的な職業教育機関である専修学校における生涯学習の機会を充実させることが必要である。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	25 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	30 年度
① 専修学校の社会人の 入学者数等	58,836 人	—	58,836 人	69,995 人	72,198 人	73,538 人	117,672 人
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	日本再興戦略—JAPAN is BACK—（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）中短期工程表において、「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年で 24 万人」と策定時（12 万人）からの倍増の目標が掲げられており、これを踏まえて、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発等や「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上により、専修学校の社会人の入学者数等を平成 30 年度に平成 25 年度の倍増とすることを測定指標として設定した。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	25 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
② 専修学校と産業界 等が連携した実践 的な職業教育の取 組の件数	87 件	47 件	87 件	126 件	113 件	99 件	前年度以上
	年度ごとの 目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	目標値の 設定根拠	産業や社会構造の変化に伴う多様な学習ニーズに対応するためには、社会人等が学びやすい仕組みの構築や質の高い教育プログラムなど実践的な職業教育を充実することが重要である。そのため、専修学校等と産業界の連携等により企業や地域の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発や専修学校における質保証の取組等を推進することが重要であり、関係事業の取組件数を前年度以上とすることを測定指標として設定した。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	25 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	毎年度
③ 職業実践専門課程 の認定校数	470 校 (17%)	—	470 校 (17%)	673 校 (24%)	833 校 (29.5%)	902 校 (32%)	前年度以上
	年度ごとの 目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	上段：当該年度ま での認定校数 下段：（ ）は全専 門学校数に占 める割合	企業等との密接な連携により、最新の実務の知識を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定している。そのような「職業実践専門課程」の認定校数を前年度以上とすることを測定指標として設定した。					
施策・指標に関するグラフ・図等							
①の出典：学校基本調査、私立高等学校等実態調査（平成 28 年度） ※専修学校の社会人の入学者数等は、学校基本調査の「専修学校の入学者のうち就業している者」と私立高等学校等実態調査の「専修学校の附帯事業の社会人受入数」と私立高等学校等実態調査の「科目等履修生数」の合計							
②・③の出典：文部科学省調べ（平成 29 年度）							

大学・専門学校等での社会人受講者数(日本再興戦略策定時※)

※複数の既存調査を基に作成しているため、各データの調査対象年度は統一されていない。



出典：学校基本調査、私立高等学校等の実態調査、国公立大学入学者選抜実施状況、国公立短期大学入学者選抜実施状況、短期大学教育の改善等の状況、大学における教育内容等の改革状況について

【参考：大学・専門学校等での社会人受講者数】

日本再興戦略「JAPAN is BACK」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）中短期工程表において、「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年で 24 万人（現在 12 万人）」との目標を提示。

※教育再生実行会議第六次提言（平成 27 年 3 月 4 日）において、社会人の学び直しの更なる充実に向けて、以下のような具体的な取組を提示。

- 大学、専修学校等は社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進。大学等における実践的・専門的プログラムを認定、奨励する仕組みを構築。
- 大学等での e-Learning を活用した教育プログラムの提供を推進。放送大学において、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等を推進。
- 社会人の学びに対する経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用推進。社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援を充実。
- 教育行政と労働、福祉行政の連携を一層強化。事業主の協力も得て、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などを検討。

達成手段 (事業)

名称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号
専修学校による地域産業中核的 人材養成事業 (平成 29 年度)	1,682.8	—	新 29-0002
専修学校グローバル化対応推進 支援事業 (平成 29 年度)	252.5	—	新 29-0003
職業実践専門課程等を通じた専 修学校の質保証・向上の推進 (平成 25 年度)	180.7 (183.3)	—	0018
専門学校生への効果的な経済的 支援の在り方に関する実証研究 事業 (平成 27 年度)	180.9 (304.6)	—	0021

達成手段 (法令改正・税制措置)

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
職業実践専門課程 (平成 26 年度)	専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する仕組み。	生涯学習推進課

平成 28 年度評価 からの変更点	—
行政事業レビューとの 連携状況	—

達成目標 3	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。						
達成目標 3 の 設定根拠	<p>グローバル化や高度情報化の進展等により消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化する中、国民の一人一人が自立した消費者として豊かな消費生活を営むことができるよう、誰もが、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる学習機会の充実を図ることが重要である。</p> <p>このため、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう「男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。」ことが求められている。</p> <p>また、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成のため消費者教育の推進が求められている。上記基本計画では、具体的な施策として、各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携・協働して体系的に進める体制の確立等について取り組むこととしている。</p> <p>これらの取組を進めることにより、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動することができ、また、事業者や行政など消費者を取り巻く主体が消費者のことを十分考慮して行動する社会を形成することが必要である。</p>						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	—	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	31 年度
① 各都道府県における消費者教育推進計画の策定率	—	—	21.3%	55.3%	65.9%	93.6%	100%
	年度ごとの 目標値	—	20%	40%	60%	80%	
	目標値の 設定根拠	消費者教育推進計画は、各都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策の基本方針となるものであることから、現行の消費者教育基本計画の期間中に全ての都道府県で策定されるよう目標値を設定した。					
	指標の根拠	分母：全国の都道府県数 分子：消費者教育推進計画を策定した都道府県数					
施策・指標に関するグラフ・図等							
①の出典：消費者庁調べ							
達成手段 (事業)							
名 称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	AP との関係				平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号	
連携・協働による消費者教育推進事業 (平成 25 年度)	11.2 (16.6)	—				0020	
平成 28 年度評価 からの変更点	第 2 期教育振興基本計画及び消費者基本計画を踏まえつつ、平成 29 年度施策の現状に合わせ、達成目標 3 の内容・測定指標ともに全面的に見直し。						
行政事業レビューとの 連携状況	—						

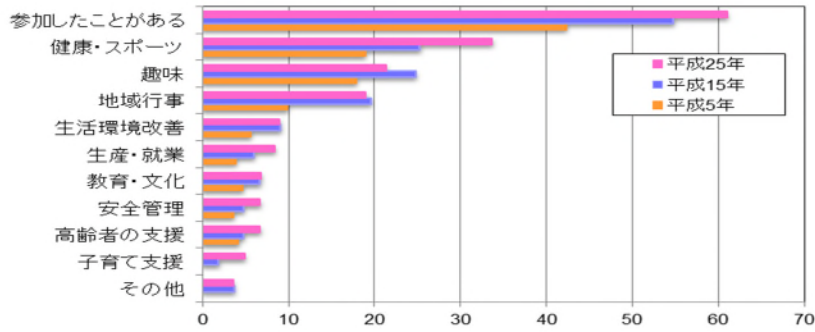
達成目標 4	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。						
達成目標 4 の 設定根拠	<p>男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき最重要課題であり、人口減少社会を迎えた我が国において経済・社会の活力を維持・向上していくためには、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できることが重要である。この実現のためには、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実を図ることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。</p> <p>また、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、例えば男女共同参画社会の形成の促進など、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。</p> <p>これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。</p>						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度
① 女性教育施設における学級・講座開設数（趣味・けいこごと、体育・レクレーションを除く） ※約3年毎に調査	7,384件	—	—	—	9,735件	—	9,735件以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	7,384件以上	—	
	目標値の設定根拠	第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である平成32年度までに、女性教育施設における学級・講座の開設数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度
② 女性教育施設の個人利用者数 ※約3年毎に調査	2,199,560人	—	—	—	2,223,978人	—	2,223,978人以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	2,199,560人以上	—	
	目標値の設定根拠	第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である平成32年度までに、女性教育施設の利用者数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。					
施策・指標に関するグラフ・図等							
①②の出典：社会教育調査（平成23、27年度）							
達成手段 (事業)							
名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係				平成29年度行政事業 レビュー事業番号	
男女共同参画のための学び・キャリア形成支援事業 (平成29年度)	30.6	—				新 29-0004	
独立行政法人国立女性教育会館 運営費交付金に必要な経費 (平成13年度)	519 (524)	—				0026	

独立行政法人国立女性教育会館 施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	0 (138.3)	—	0027
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	事業の概要	
独立行政法人国立女性教育会館 「女性関連施設・団体リーダー のための男女共同参画推進研修 (管理職コース)」 (平成 18 年度)	研修関係経費 92 百万円 の内数 (研修関係経費 94 百万 円の内数)	地域における男女共同参画の推進を図るため、女性関連施設、 地方自治体、民間団体の職員を対象とした学習の場を提供。 男女共同参画推進リーダーとして必要な知見、マネジメント能 力、ネットワーク構築力を向上させるための高度で実践的な研 修を実施。	
独立行政法人国立女性教育会館 女性情報ポータル及びデータベ ースの整備充実、利便性の向上 (平成 18 年度)	広報・情報発信関係経費 34 百万円の内数 (広報・情報発信関係経 費 35 百万円の内数)	データやコンテンツを継続的に整備充実することにより、政策 担当者、研究・学習者、団体・グループ関係者、メディア関係 者等ユーザのニーズに、迅速・的確に応えるアクセス手段を提 供。	
平成 28 年度評価 からの変更点	達成手段(事業)につき、平成 28 年度に終了した「男女共同参画社会の実現に向けた学習機関充 実事業及び地域と教育機関の連携による学びを支援する保育環境の在り方の検討」に替えて「男女 共同参画のための学び・キャリア形成支援事業」(平成 29 年度新規事業)を追加		
行政事業レビューとの 連携状況	達成手段(事業)につき、平成 28 年度に終了した「男女共同参画社会の実現に向けた学習機関充 実事業及び地域と教育機関の連携による学びを支援する保育環境の在り方の検討」に替えて「男女 共同参画のための学び・キャリア形成支援事業」(平成 29 年度新規事業)を追加		

達成目標 5	高齢者の地域づくりへの主体的な参画に資する生涯学習の機会を提供する。						
達成目標 5 の 設定根拠	「高齢社会対策大綱」においては、活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が年齢や性 別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍し たり、学習成果を生かしたりできるよう、高齢者の社会参加活動を促進することが求められてい る。 高齢社会の進展にともない、高齢者自身が地域社会の担い手となっていくことが求められており、 地域の様々な課題解決のためには、多くの高齢者がより一層元気に、豊かな知識・技術・経験を 十分に生かしながら、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備することが必要である。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	25 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	30 年度
① グループ活動に参加 している高齢者の割 合 ※約 3 年毎に調査	61%	-	61%	-	-	-	62%
	年度ごとの 目標値	-	-	-	-	-	
	目標値の 設定根拠	高齢者の地域づくりへの主体的な社会参加に資する生涯学習の機会が充実するた めには、高齢者が地域社会の活動に参加することが必要であり、地域社会でのグル ープ活動に参加している高齢者の割合を「測定指標」として設定した。5 年に 1 度 実施されている「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」において、前回調 査(平成 25 年度)での割合が 61%であったため、これを上回る 62%を目標値とし た。					
指標の根拠	分母：「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」における有効回答数 分子：本調査において、地域社会でのグループ活動に「参加している」と回答した 数						
施策・指標に関するグラフ・図等							

①の出典：内閣府 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査

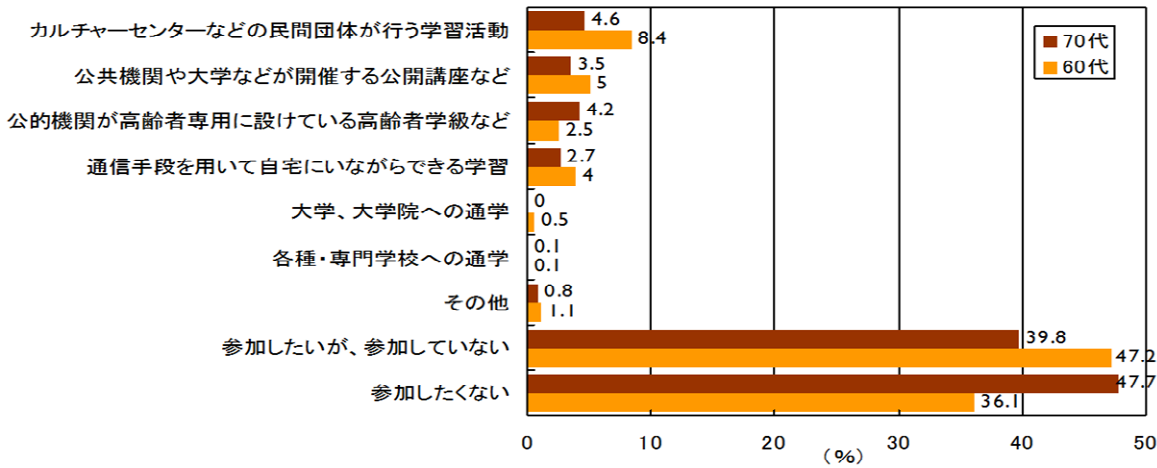
【高齢者のグループ活動への参加状況（複数回答）】



出典：平成25年内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
 (注1)調査対象は、全国の60歳以上の男女
 (注2)※は、調査時に選択肢がなかったなどで、データが存在しないもの。

調査数 3,000 人、うち有効回答 1,999 人

【参考指標：高齢者の学習活動への参加状況（複数回答）】



出典：平成25年内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
 調査数 3,000 人、うち有効回答 1,999 人

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成29年度行政事業レビュー事業番号
高齢者による地域活性化促進事業 (平成27年度)	2.9 (3.2)	—	0022
平成28年度評価からの変更点	測定指標を「高齢者による地域活性化促進事業において実施するフォーラムの参加者の満足度」から「グループ活動に参加している高齢者の割合」に変更。		
行政事業レビューとの連携状況	—		

達成目標 6	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。						
達成目標 6 の 設定根拠	<p>平成 26 年の障害者権利条約の締結や平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、今後、我が国として、より一層、障害者が夢や希望をもって活躍できるような社会を目指していく必要がある。一方で、障害者の数は増加傾向にあり、保護者は、学校卒業後の学びや交流の場がなくなることによる大きな不安を持っている。</p> <p>これまで、障害者に対しては、学校を卒業するまでは学校教育施策、卒業後は福祉・労働施策によって支援を行ってきたが、障害者の生きがいがいづくりや社会参加に向け、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができるよう、今後は教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが不可欠である。このため、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。</p>						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	29 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	35 年度
①生涯学習活動に参加 したいと思った時に、 参加することができたと 回答した障害者の割合	—	—	—	—	—	—	検討中
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	検討中					
	指標の根拠	検討中					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	24 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②個別の教育支援計画 への合理的配慮の提供 の明記率（明記してい る学校数／個別の教育 支援計画を作成してい る学校数） ※施策 2-10 達成目標 2 の測定指標再掲	—	—	—	—	—	54.7%	前年度以上
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び障害者差別解消法の施行等を踏まえ、個別の教育支援計画を作成する学校において合理的配慮の確実な提供が必要であり、左記指標を設定した。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	27 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
③障害者のスポーツ実 施率（週 1 回以上） ※施策 11-2 達成目 標 1 測定指標の再掲	【成人】 19.2%	—	18.2%	—	19.2%	—	40.0%
	【若年層（7～19 歳）】 31.5%	—	30.7%	—	31.5%	—	50.0%
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	第 2 期スポーツ基本計画において、「障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40%程度（若年層（7～19 歳）は 50%程度）とすることを旨とする」とされていることから、本目標値を設定した。					
指標の根拠	<p>【成人】 分母：平成 25 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）、平成 27 年度スポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」の成人の有効回答数</p> <p>分子：上記調査で、「過去 1 年間にスポーツ・スポーツレクリエーションを週 1 回以上行った」と回答した成人の数（「週に 3 日以上、週に 1～2 日以上」を含む）</p>						

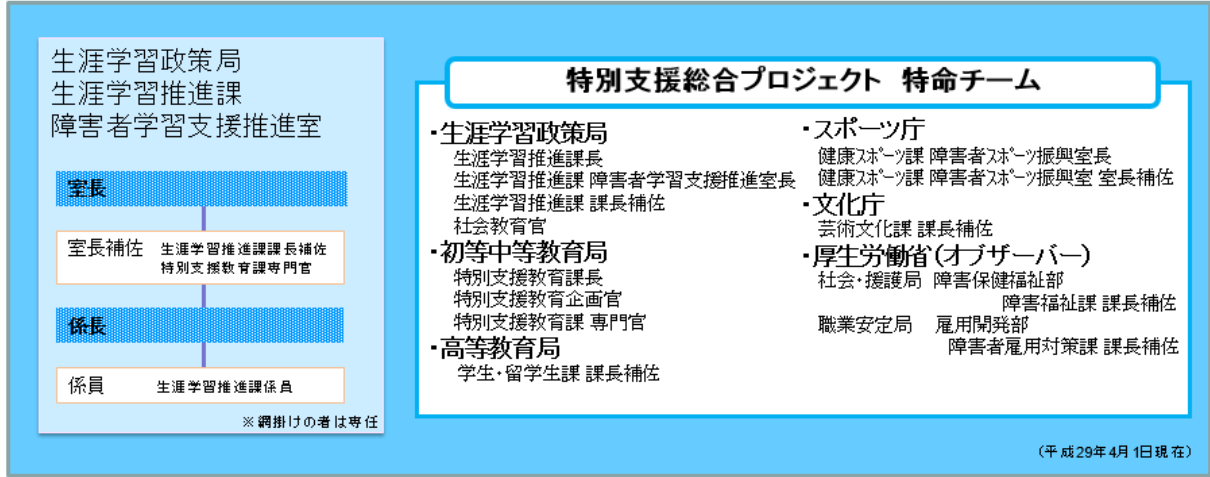
【若年層】

分母：平成 25 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）、平成 27 年度スポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」の 7～19 歳の有効回答数

分子：上記調査で、「過去 1 年間にスポーツ・スポーツレクリエーションを週 1 回以上行った」と回答した 7～19 歳の数（週に 3 日以上、週に 1～2 日以上）を含む）

施策・指標に関するグラフ・図等

【参考：障害者学習支援推進室・特別支援総合プロジェクト特命チームの体制】



達成手段 (事業)

名称 (開始年度)	平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 29 年度行政事業レビュー事業番号
Special プロジェクト 2020 (平成 29 年度) (再掲)	75.5	—	新 29-0033
社会で活躍する障害学生支援センター形成事業 (平成 29 年度) (再掲)	45	—	新 29-0019
学校を核とした地域力強化プラン (平成 27 年度) (再掲)	6,932 (7,477)	—	0030
インクルーシブ教育システム推進事業費補助 (平成 25 年度) (再掲)	1,452 (1,001)	—	0119
新進芸術家等の人材育成 (平成 14 年度) (再掲)	7,008 (6,882)	—	0349
舞台芸術創造力向上・発信プラン (平成 22 年度) (再掲)	3,988 (3,728)	—	0341
文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 (平成 29 年度) (再掲)	2,960 (2,790)	—	0356

平成 28 年度評価 からの変更点	—
行政事業レビューとの 連携状況	—

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)					
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	13,047,057 ほか復興庁一括 計上分 109,067	13,595,131 ほか復興庁一括 計上分 0	13,757,669 ほか復興庁一括 計上分 0	15,598,303 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	1,514,224 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	5,329 ほか復興庁一括 計上分 0	△1,514,353 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合 計	13,052,386 ほか復興庁一括 計上分 109,067	13,595,002 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	12,541,851 ほか復興庁一括 計上分 100,302	12,782,863 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
第 2 期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標 3 自立・協働創造に向けた力の修得 社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力※を生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。 (※力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性など) 【成果指標】 ①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加 ②体験活動・読書活動の実施状況等の改善 ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加 ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加 ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加 ③学習成果の活用状況の改善 ・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加

		<p>・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加</p> <p>④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善</p> <p>・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加</p> <p>基本施策 11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</p> <p>【主な取組】</p> <p>11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進</p> <p>「男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。」</p> <p>成果目標 4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)</p> <p>【成果指標】</p> <p>②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加</p> <p>(キャリア教育・職業教育の充実等)</p> <p>・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善</p> <p>(履修証明プログラムがある大学の増加、(略)、社会人入学者の倍増)</p> <p>基本施策 13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化</p> <p>【主な取組】</p> <p>13-5 社会人の学び直しの機会の充実</p> <p>スキルアップ・職種転換などのキャリアアップや再就職(出産等により一度離職した女性の再就職など)などの再チャレンジを目指す社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育の機会を充実するなど、大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。このような観点から、イノベーションの創出を支えるプログラムや、就職や円滑な転職等につながるような実践的なプログラムを教育機関と産業界等との協働により開発することを通じて、大学・大学院・専門学校等における社会人の受入れ等を推進する。</p>
--	--	---

<p>「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（教育再生実行会議第六次提言）</p>	<p>平成 27 年 3 月</p>	<p>《社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会へ～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育～》</p> <p>1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ</p> <p>○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。</p> <p>○ 大学、専修学校等は、民間企業などの多様な主体の参画の下で社会人教育プログラムを開発・提供する取組を推進する。その際、民間企業・団体や地方公共団体等と連携することにより、就業、起業、地域活動への従事などその後の実社会での活動に結びつくような支援を併せて行う取組も進める。また、国、地方公共団体は、地域や産業界のニーズを踏まえて、専修学校などの教育訓練機関を活用した公的職業訓練を一層推進する。</p> <p>2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ（女性の活躍支援等）</p> <p>○ 大学、専修学校、社会教育施設等は、女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進する。国は、そのようなカリキュラム開発を積極的に支援、促進する。また、子育てや介護に従事の人が安心して学び続けられるよう、放送大学等による、キャリア支援のためのカリキュラムを充実したり、子育て中の人のため、大学による子供の保育環境の整備を推進したりする。</p> <p>○ 大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界との連携や、各種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参画につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設等とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果を生かした地域活動までの切れ目のない支援を行う。</p>
<p>消費者基本計画</p>	<p>平成 27 年 3 月</p>	<p>第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 (2) 消費者教育の推進</p>
<p>女性活躍加速のための重点方針 2016</p>	<p>平成 28 年 5 月 20 日</p>	<p>Ⅲ 女性活躍のための基盤整備 1. 子育て基盤等の整備 家事・子育て・介護支援の充実 ④ 大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。</p>
<p>第 4 次男女共同参画基本計画</p>	<p>平成 27 年 12 月</p>	<p>第 2 部 施策の基本的方向と具体的な取組 第 10 分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p>
<p>高齢社会対策大綱</p>	<p>平成 24 年 9 月</p>	<p>第 2 分野別の基本的施策 3 (1) ア 高齢者の社会参加活動の促進 (略) そのほか、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者要請などを図る。 3 (2) ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備 (略) また、多様な学習機会の提供に係る基盤の整備として、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供・相談体制の充実、指導者の確保及び資質の向上を図るとともに、学習成果の適切な評価の促進を図る。</p>

教育再生実行会議第十次提言	平成 29 年 6 月 1 日	3 (2) ④全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育 (第九次提言関連) 「障害のある人が学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、学校外での利用しやすい学習等の機会を充実すること。」
日本再興戦略 2017	平成 29 年 6 月	「キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力を生かした就労支援の取組を進める」
経済財政運営と改革の基本方針	平成 29 年 6 月	「障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。」
ニッポン一億総活躍プラン	平成 28 年 6 月 2 日	1、成長と分配の好循環のメカニズムの提示 (2) 今後の取り組みの基本的考え方 「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」 「一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である」 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり (心のバリアフリー、街づくり) を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る」

主管課 (課長名)	生涯学習政策局 生涯学習推進課 (萬谷 宏之)
関係課 (課長名)	生涯学習政策局 男女共同参画学習課 (中野 理美) 生涯学習政策局 社会教育課 (八木 和広)

評価実施予定時期	平成 29 年度、平成 34 年度
----------	-------------------